

会社の清算と民事再生／会社更生

～会社の清算に民事再生及び会社更生が利用されることもあります～

松永 崇
Takashi Matsunaga

[PROFILEはこちら](#)



1 はじめに

既に本ニュースレターでご説明のとおり、会社法が想定している会社の清算の原則的形態は、いわゆる通常清算手続（会社法475条以下）です¹。また、会社が債務超過等に陥っていて、通常清算手続を行うことができない場合の特別規定として、特別清算手続（会社法510条以下）や破産手続が定められています²。通常清算手続、特別清算手続及び破産手続は、清算型手続とされています。

このように、会社の清算にあたっては、通常清算手続、特別清算手続又は破産手続を選択することが一般的ですが、本来「再生型」の手続と言われる民事再生手続や会社更生手続を利用して、会社の清算を行うことも可能です。

以下では、どのように民事再生手続や会社更生手続を使って会社の清算を行うことができるのか、簡単にご説明させていただきます。

2 清算型再生計画について

民事再生法において、会社を清算することを内容とする「清算型」の再生計画に関する特段の規定はありません。

この点、民事再生法は、債務者の「事業又は経済生活の再生」を目的としていることから（1条）、事業を継続せずに、順次資産を売却してその売却代金を弁済原資として債権者に

弁済し、弁済完了後は会社を清算することを内容とする「純粋清算型」の再生計画³は認められないという考え方もあります。

しかし、実務上、当初は自力再生又はスポンサーの支援を得て再生することを企図していたものの、種々の事情により自力での再生を断念せざるを得ず、またスポンサーも現れないような事案もあります。そのような場合に、改めて破産手続又は特別清算手続を行うということになれば、かえって経済的又は時間的損失が大きく、債権者にとっても不利益となります。そこで、実務上、「純粋清算型」の再生計画を立案し、その中で会社を清算することも可能と考えられています⁴。この場合、通常の再生計画と同様に、債権者の過半数（より正確には、総議決権額の2分の1以上かつ議決権を行使した再生債権者数の頭数の過半数）の賛成があれば、再生計画は可決されることになります。

実際に、テナント事業の再生計画（順次タイミングを見て不動産を売却する計画）や、裁判所の管理命令により管財人が選任された事例等において、「純粋清算型」の再生計画が可決・認可された事例があります。

なお、民事再生の申立て後に自力再生及びスポンサー支援を諦めて清算に向かうのではなく、当初から清算を目的として民事再生の申立てを行うことも認められる可能性がありま

1:2020年4月号ニュースレター

2:2020年11月号ニュースレター

3:再生計画外で裁判所の許可を得てスポンサーに事業譲渡を行い、事業譲渡代金（及び残った財産の換価代金）を弁済原資として債権者に弁済し、弁済完了後は会社を清算することを内容とする再生計画も「清算型」再生計画と言いますが、本稿では「純粋清算型」の再生計画について述べます。

4:館内比佐志ほか編『民事再生の運用指針』402頁（金融財政事情研究会、2018年）

す。すなわち、破産手続において裁判所から選任された外部の弁護士(破産管財人)が会社を清算するよりも、民事再生手続において従来の経営陣が引き続き経営にあたりながら会社を清算した方が適切に清算手続を行うことができ、それが債権者の利益にもかなうような場合は、当初から清算を目的として民事再生の申立を行うことも許容されると考えられ、実際にそのように当初から清算を目的として民事再生の申立てがなされ、「純粋清算型」の再生計画が認可された事例もあります。

3 清算型更生計画について

会社更生法は、株式会社の「事業の維持更生」を目的としていることから(1条)、本来「純粋清算型」の更生計画は認められないようにも思われますが、明文で、「純粋清算型」の更生計画も認められています(185条1項)。これは、民事再生と同様、当初は自力再生又はスポンサーの支援を得て再生することを企図していたものの、種々の事情により、事業の再建を断念せざるを得ない場合があり、この場合、改めて破産手続又は特別清算手続を行うということになれば、かえって経済的又は時間的損失が大きく、債権者にとって不利益となることから、明文で「純粋清算型」の更生計画が認められているものと考えられます。

ただし、民事再生手続と異なり、会社更生手続において更生計画の可決・認可を受けるためには、手続的要件が加重さ

れています。すなわち、「純粋清算型」の更生計画案を提出するにあたっては、事前に裁判所の許可を受ける必要があります(会社更生法185条1項)。また、更生計画案が債権者によって可決されるためには、更生担保権者から議決権総額の10分の9以上(通常は3分の2以上)の賛成を受ける必要があります、可決要件が加重されています(会社更生法196条5項2号ハ)。

このように、会社更生手続においても「純粋清算型」の更生計画が認められていますが、更生計画が可決・認可されるためには要件が加重されています。

4 おわりに

以上のとおり、民事再生手続及び会社更生手続の中で、純粋清算型の再生計画及び更生計画を策定して、その中で会社を清算することも可能です。

そのため、申立前の段階では、自力再生は困難であり、スポンサーの支援を受けられる見込みも低く、早晚事業を停止し会社の清算を余儀なくされる可能性が高い場合であっても、ひとまずは事業の再建を目指して民事再生又は会社更生の申立てを行い、結果的に事業の再建を断念せざるを得なくなったとしても、清算型の再生計画又は更生計画を立案して会社の清算に向かうことは可能といえます。

会社の清算方法を検討するにあたり、本稿が参考になると幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)